

第 2 回ガイド制度等検討 WG の主要論点について

第 1 回 WG における指摘事項等を踏まえるとともに、今回会議の主要論点について、以下のとおり整理した。

1. 本 WG で検討するガイド制度の対象について

大台ヶ原におけるガイド制度に係る現状を踏まえ、当面、西大台利用調整地区を対象としたガイド制度を検討する。

将来的には、当該地区での取り組みが、周辺地域における新たな施策展開（条例等の整備）の契機となることを期待する。

2. 西大台利用調整地区におけるガイド制度について

- (1) 早期に、ガイドの質を担保し、利用者が適切なガイドを選択できる仕組みの整備が必要であるため、当面は、登録制度により開始する。
(今後、ガイドの活動実態や利用者の要望等に応じ、認定制度等の導入の検討も必要)
- (2) 登録にあたっては、大台ヶ原ガイド講習プログラム（仮称）の受講のほか、大台ヶ原で活動するガイドとしての基礎的な知識・技術等を有することが必要となる。
- (3) 登録機関は、西大台地区利用適正化計画検討協議会（もしくは同協議会を基に発展させた機関）とする。
- (4) 登録機関の役割は、以下のものとする。
 - ・大台ヶ原ガイド講習プログラム（仮称）の開催
(平成 19 年度は、環境省が試験的に行うことを検討)
 - ・登録申請内容の確認
 - ・西大台利用調整地区ガイド（仮称）の登録・公表
(利用者が適切なガイドを選択することができるよう情報提供)
- (5) 利用者は、公表された情報により、個別に登録ガイドに依頼する。
- (6) 登録ガイドは、それぞれの責任において、ガイド活動を行う。